

北名古屋市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和4年3月15日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

総務課及び児童課

対象期間 令和3年4月1日から令和4年1月26日までの所管事務

実施期間 令和4年1月4日から令和4年1月26日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

3 監査の結果等

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

総務課及び児童課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜総務課＞

主な所管事務は、行政組織、市域や市内の地名の変更、公印の管守、公告式、文書の收受及び発送、完結文書の整理保存、情報公開、個人情報保護、条例、規則等の審査、例規集の整備、陳情、請願等の受付、指定管理者制度、学習等供用施設、行政相談委員、不服申立て及び訴訟の総括、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会、いじめ問題調査委員会、市議会との連絡調整、幹部職員会議、自衛官及び自衛官候補生の募集、庁舎、コミュニティセンター、不当要求、当直、平和啓発事業、市町村の合併、他の部の所管に属さないこと、市民協働の推進、市民活動の推進、自治会、地縁による団体の認可、男女共同参画の推進、ドメスティック・バイオレンスの防止計画及び総合調整、総務部の庶務に関する事務である。

意 見

北名古屋市コミュニティセンターは、市民のコミュニティ活動の推進のため設置しているが、維持管理経費の適正化等の観点から、施設本来の用途や設置目的を妨げない限度において施設利用の促進を図るとともに、利用目的に応じた使用料の設定を検討するなどし自主財源確保の努力をされたい。

＜児童課＞

主な所管事務は、子ども・子育て支援新制度、次世代育成支援、少子化対策、地域子どもの未来応援交付金、保育所、認定こども園、小規模保育・家庭的保育事業所、認可外保育施設、幼稚園、児童センターきらり及び児童館、子ども会、児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター、児童発達支援事業所、児童手当、遺児手当及び児童扶養手当に関する事務である。

意 見

社会福祉団体運営費補助金及び私立幼稚園補助金の交付額の積算根拠を定めた経緯が、経年とともに不明とならないよう留意されたい。